



# 南部地協通信

■発行/  
連合佐賀南部地域協議会

■発行人責任者/  
武 富 英 男

## 第 111 号

2020年6月1日



2020 春季生活闘争については、現在も取り組みを継続されている中小組合も多くあります。厳しい状況下ではありますが、最後まで頑張りましょう。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が4月21日全国に発出をされました。

そして、5月14日に39県に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除になりました。

さらに、5月21日に3府県が解除に、5月25日に残りの5都道県が解除になりました。

しかし、今後も油断せず、感染予防に努めていかなければなりません。

5月の連休も自粛のため自宅で過ごすことが多くなり、いつもと違う感じでした。

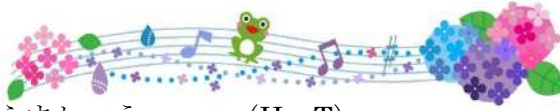
(ストレス溜まりましたね!)

また、子供の日には、福岡の孫たちが例年は来てましたが、今年はコロナのために県外への往来ができず会うことが出来ませんでした。(残念です。)

地協事務所も感染予防のため在宅勤務を4月21日から5月15日まで行っていましたが、5月18日より通常勤務に戻りました。

4月の第91回メーデーをはじめすべての取り組みが中止・延期等になり、単組・組合員のみなさんには、大変ご迷惑・ご不便をおかけしました。

1日も早くみなさんと一緒に活動ができるように、力を合わせて、「新しい生活様式を意識した行動に努め」乗り越えましょう。



(H・T)

### 《6月の連合佐賀・地協の取り組み》

#### 連合佐賀関係

- ◇ 2020年6月16日(火)  
連合佐賀第6回執行委員会



#### 南部地協関係

- ◇ 2020年6月10日(水)  
**地協第6回四役会議**
- ◇ 2020年6月19日(金)  
**地協第6回幹事会**
- ◇ 2020年6月30日(火)  
**地協自治体単組、政策委員会合同研修**

新型コロナウイルス関連の相談も受付中

女性のための  
連合全国一斉集中  
労働相談  
**ホットライン**

男性の方もお気軽に!

「職場」で「悩む」あなたを応援します

フリーダイヤル いこうよ れんごうに 相談無料 秘密厳守 携帯・スマホOK

**0120-154-052**

2020年6月15日(月)・16日(火) 10:00~19:00

※上記期間以外も受付しています。  
※電話を掛けたお近くにある連合(地方連合会)につながります。

LINEで相談する 電話で相談する

期間限定  
6月15日(月)・16日(火)  
10:00-19:00(昼休14:30)  
※LINEは連合本部につながります。

日本労働組合総連合会(連合) 連合

新型コロナウイルス関連の相談も受付中

女性のための  
連合全国一斉集中  
労働相談  
**ホットライン**

「職場」で「悩む」あなたを応援します

2020年6月15日(月)・16日(火) 10:00~19:00

連合なんでも労働相談ホットライン フリーダイヤル いこうよ れんごうに  
※電話を掛けたお近くにある連合(地方連合会)につながります。 **0120-154-052**

「職場」の「悩み」相談!

彼氏いるの? そんな情報、何に使うの? (心の声)

パートに、年次有給休暇は無いから。シフト入れるね。

正社員にある通勤手当。契約社員にはないッ! : ってなんで?

男が育児や介護で休む? 今時だね。(嫌味)

その陰口...聞こえてますから!

日	曜	6月行事予定	日	曜	7月行事予定
1	月		1	水	
2	火		2	木	
3	水		3	金	
4	木		4	土	
5	金		5	日	
6	土		6	月	
7	日		7	火	
8	月		8	水	
9	火		9	木	
10	水	地協第6回四役会議	10	金	連合佐賀第8回執行委員会
11	木		11	土	地協第9回単組交流集会 (延期)
12	金		12	日	
13	土		13	月	
14	日		14	火	
15	月	女性のための労働相談全国一斉集中ホットライン(16日)	15	水	地協第7回幹事会(四役会議)合同
16	火	連合佐賀第7回執行委員会	16	木	
17	水		17	金	
18	木		18	土	
19	金	地協第6回幹事会	19	日	
20	土		20	月	
21	日		21	火	
22	月		22	水	地協政策委員会・議員懇合同研修会
23	火	平和行動 in 沖縄(中止)	23	木	
24	水	平和行動 in 沖縄(中止)	24	金	
25	木	平和行動 in 沖縄(中止)	25	土	
26	金		26	日	
27	土		27	月	地区労福協会長・事務局長会議
28	日		28	火	
29	月		29	水	こくみん共済 coop 通常総代会
30	火	地協自治体単組・政策委員会合同研修	30	木	政策制度自治体要請行動(~8/5までに計画)
			31	金	

※5月の通信は、コロナ感染症の関係で発行できませんでしたお詫びいたします。



働く妊婦・事業主のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

### ▶▶母性健康管理措置とは

●男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

### ▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

●妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

●本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和3年1月31日(※)です。

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**(**母性健康管理指導事項連絡カード**)を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます(労働基準法)。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への  
配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

